



連合愛知

・労災の防止
・快適な職場
・心身の健康

センターだより

愛知県勤労者安全衛生研究センター
〒456-0002
名古屋市熱田区金山町1丁目14-18
ワークライフプラザれあろ3F
TEL(052)684-0003
FAX(052)684-0303
連合愛知ホームページからも閲覧できます
<http://www.rengo-aichi.or.jp>

労働時間を適正に把握していますか

労働基準法では、使用者は労働時間を適正に把握するなど、労働時間を適切に管理する責務を有している。

しかし、自己申告制の不適正な運用などに伴い、法に違反するような過重な長時間労働や割増賃金の不払いといった問題が生じており、使用者が労働時間を適切に管理していない状況もみられるところである。

昨年1月に策定された『労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン』に基づき、使用者が労働時間の適正把握に努めているか、労働組合としてチェックが必要だ。



使用者が講ずべき措置

(1) 使用者は、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録しなければならない。

<原則的な方法>

- ① 使用者が、自ら現認することにより確認すること。該当労働者からも確認することが望ましい。
- ② タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録など、客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること。

<やむを得ず自己申告で労働時間を把握する場合>

- ① 自己申告制の対象となる労働者に対しては、労働時間の実態を正しく記録し、適正に自己申告を行うことを、労働時間を管理する者に対しては、自己申告制の適正な運用について、十分説明すること。
- ② 自己申告によって把握した労働時間と、入退場記録やパソコンの使用時間等から把握した在社時間との間に著しい乖離がある場合には実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること。
- ③ 使用者は、労働者が自己申告できる時間数の上限を設けるなど、適正な自己申告を阻害する措置を設けてはならない。

さらに、36協定の延長することができる時間数を超えて労働しているにもかかわらず、記録上これを守っているようにすることが、労働者等において慣習的に行われていないか確認すること。 ↗

安全衛生センター 第1回安全衛生担当者研修会

日時：5月24日（木）13：30～17：00

場所：れあろ6F大会議室

＜研修内容＞

- ① 「ISO45001導入による実効性ある労働安全衛生マネジメントシステムの構築に向けて」
中央労働災害防止協会 技術支援部次長
兼ISO企画推進室長 齊藤信吾 氏
- ② 「ゼロ災をめざそう
～第13次労働災害防止推進計画を踏まえて～」
名北労働基準協会
専務理事・事務局長 市之瀬高司 氏
- ③ DVD
「新時代のロボットと働く
～作業・教示・検査の安全～」
- ④ 連合愛知労災防止キャンペーン活動の進め方

※構成組織に参加要請あり

④ 必要に応じ、労働時間等設定改善委員会等の労使協議組織を活用し、労働時間管理の現状の問題点や解消策等について検討することが望ましい。

(2) 使用者は、労働者ごとに労働日数、労働時間数、休日労働時間数、時間外労働時間数、深夜労働時間数といった事項を適正に記入し、3年間保存しなければならない。

(3) 事業場で労務管理を行う部署の責任者は、労働時間が適正に把握されているか、過重な長時間労働が行われていないか、労働時間管理上の問題点があればどのような措置を講ずべきかなどについて把握・検討すべきである。



安全衛生クイズ

基本編

11

職長等の教育を行うべき業種は、建設業、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業、あと一つは？

- ア. 陸上貨物運送事業
イ. 製造業
ウ. 社会福祉業

(労働調査会「労働安全衛生広報(別冊)」より) ※答えと解説は裏面



労働保険年度更新研修会を開催

4月18日、れあろ6階大ホールにおいて「平成30年度 労働保険年度更新研修会」を開催し、58名が参加した。本研修は、年度更新手続きにあたり、労働保険制度について理解を深め、年度更新手続きが円滑に行われるよう、毎年この時期に開催している。



安全衛生センターの植山所長からは、労働保険の基礎的な内容のほか、労働保険に係る各種変更が迅速かつ適切に行われるよう、新たに作成した『事務手続きマニュアル』と『様式集』を配付し、労働保険手続における注意事項を説明した。



高野社労士

労働保険の手続きを担当している高野社労士からは、平成30年度の年度更新の手続きと労働保険給付について詳しく説明があり、『労働保険料等算定基礎賃金等の報告』の書き方だけでなく、労働組合における労災給付の事例や雇用保険給付についても理解を深めた。

研修会後は、高野社労士による個別相談も実施した。

粉じんばく露防止対策

昭和55年当時、全国で6,842人であったじん肺新規有所見労働者は大幅に減少し、平成28年には122人となった。しかし、愛知労働局管内におけるじん肺新規有所見労働者数は、そのうち23人と、全国の約5分の1を占めており、引き続き粉じんばく露防止対策を推進することが重要である。

【重点対策事項】

- ◆業種や職種を問わず、粉じんばく露の防止に効果的な呼吸用保護具の適正な使用を推進すること
※特に、特定の作業従事者に着用が義務付けられている“電動ファン付き呼吸用保護具”は性能が高いため、特定作業以外でも活用することが望ましい。
- ◆粉じん作業に従事する労働者に対して、じん肺健康診断を着実に実施すること

石綿含有製品等の把握の徹底

石綿等の製造・輸入、譲渡、提供、使用は、平成18年9月1日に全面禁止されているが、禁止日時点で機械に組み込まれていた石綿含有部品などは、引き続き使用されている間に限り禁止が除外されているため、現在でも工業製品などに存在している。

こうした石綿含有部品を交換・廃棄する際は、石綿障害予防規則に基づき、労働者の石綿ばく露防止措置を講じる必要があるため、石綿含有部品の把握の徹底を図る必要がある。

労働保険加入案内

委員長は事業主にあたります！
組合活動で事故や災害にあった時、
あなたは組合の役職員とあなた自身を守れますか？

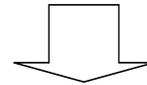


◆労働組合の専従役員は、会社で加入している労災保険は適用されません。つまり、労働組合で手続きをしないと、万が一の業務災害や通勤災害が補償されません。

◆労働組合は事業者にあたります。パートも含め一人でも雇用していれば、その雇用者を労働保険（労災保険・雇用保険）に加入させなければいけません。

◆事業主である委員長は、「特別加入」することで、労災保険に加入できる制度があります。

※労働保険事務組合に委託することが条件



連合愛知安全衛生センターにご相談ください

安全衛生センターは、労働保険事務組合の資格を有しているだけでなく、何より労働組合のことに精通しているので、どの事務組合よりも頼りになります。

連合愛知の役員共済に入っているから安心という声も聞きますが、自動車保険で例えると、労災保険は自賠責保険、役員共済は任意保険となり、補償額や年金等では、労災保険が断然安心の内容となっています。

労働組合の専従者は、ぜひこの機会に所属組織の労働保険について再確認を行い、自分自身はもとより、大切な家族のためにも、万が一の労災事故、通勤災害に備えておきましょう！

安全衛生クイズ基本編 ⑪

【答え】イ(製造業)

<労働安全衛生法第60条など>

製造業のうち、食料品・たばこ製造業(うま味調味料製造業および動植物油脂製造業を除く)、繊維工業(紡績業および染色整理業を除く)、衣類その他の繊維製品製造業、紙加工品製造業(セロファン製造業を除く)、新聞業、出版業、製本業および印刷物加工業については除く